

福 第 2031 号  
平成16年 3月24日

特定非営利活動法人  
化学物質過敏症支援センター  
事務局長 網代太郎様

佐賀県知事  
古川



保健所についての要望書について（回答）

当県では、県民の皆様が安全に生活できる県を目指して諸施策を積極的に推進しているところであります。

さて、平成16年1月19日付けで御要望のありましたことについて、当県における取組状況は、別添のとおりです。

担当：福祉課 総務企画班  
田中  
電話：0952-25-7052

## 化学物質過敏症及びシックハウス症候群に対する取組について

佐 賀 県

番号	要 望 内 容	取 組 状 況
1	化学物質過敏症、シックハウス症候群をはじめ、化学物質による健康影響等、関連する情報を積極的に収集し、研修等を通じて、職員全員が知識、理解を深めること。	県では快適で安全・安心な居住環境づくりを目指して平成 13 年 10 月から各保健所にシックハウス相談窓口を設置し、県民の相談等に応じているところです。具体的には、各保健所職員が多種多様な相談に適切に対応できるよう窓口職員の研修等を行い、また相談内容に応じ、専門医療機関の紹介、室内濃度の測定、室内換気の方法の指導等を通じて居住環境に関する県民の意識向上を図っています。
2	<p>(1) 公共施設の建設・管理担当部局の職員に対して、化学物質過敏症、シックハウス症候群について情報提供や研修等を行い、知識と理解を深めること。</p> <p>(2) 公共施設の室内空気濃度の定期点検のほか、新築・改修工事後、備品搬入後等、必要に応じて臨時測定を行うこと。厚生労働省の指針値を超えていた場合は、原因を明らかにしたうえで、適切な対策を行うこと。</p> <p>(3) 公共施設の禁煙化を推進すること。</p>	<p>化学物質対策として P R T R 法による国の集計結果を基に、県内における化学物質排出量を把握し、その結果を盛り込んだ啓発用パンフレットを作成し、県民へ周知することにより化学物質に対する理解を深めるとともに、各保健所にシックハウス相談窓口を設置し、相談等に応じているところです。</p> <p>なお、公共施設の建設・管理担当部局の職員に対する研修会、公共施設の室内空気濃度の定期点検の取組については、必要に応じ検討します。</p> <p>県では、健康増進法の施行（平成 15 年 5 月 1 日）に伴い、公共の場等における受動喫煙を防止し、効果的な分煙を推進するため、「禁煙・完全分煙施設の認証制度」を開始しました。</p> <p>そこで、県庁舎をはじめ公共施設、学校、保健福祉医療機関等で禁煙・完全分煙への取り組みが進み、平成 15 年 12 月末現在で 524 施設が認証を受けております。</p> <p>今後とも普及啓発を行い、保健所とともに公共施設等での禁煙等の推進に努めて参ります。</p>

番号	要望内容	取組状況
3	<p>教育委員会、学校、学校医、学校薬剤師と連携し、化学物質過敏症、シックハウス症候群について情報交換を行い、発症している児童生徒の就学対策や児童生徒の発症予防に取り組むこと。</p>	<p>学校の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校環境衛生の基準」(文部科学省)に基づき、教室等の空気中化学物質の定期検査を実施するよう指導しています。</li> <li>・検査対象物質は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼンの4物質。</li> <li>・基準値を超えた教室等については、換気の励行、換気扇の設置等を行います。</li> </ul> <p>学校医、学校薬剤師との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒及び職員の健康指導、及び学校環境衛生の整備について、指導助言をいただいています。</li> </ul> <p>化学物質過敏症、シックハウス症候群の研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健主事、養護教諭の研修会で発症の仕組みや予防法、児童生徒への対処等の研修を行っています。</li> </ul> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新築、改築等した場合は、化学物質について検査し、基準値の範囲内であることを確認の上、引き渡しを受けますこととしています。</li> </ul>

番号	要望内容	取組状況
4	<p>建築・土木工事の部局と連携し、発症者の居住地近くで工事が行われる場合に、できる限り有害化学物質の減らしたり、発症者の工事期間中の避難場所を確保する等の取組みを行うこと。</p>	<p>現在道路維持管理で使用している薬剤などの化学物質は、道路路肩等の除草に使用する除草剤や、街路樹の病害虫駆除に使用する殺虫剤、殺菌剤などの薬剤があります。</p> <p>使用している薬剤は、一般的に市販されている、人体に影響が少ないとされている薬品を選定するなど、今までも配慮してきています。</p> <p>また、使用の抑制については、道路を直接管理する各土木事務所あてに通知しているところであります。</p> <p>その内容は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期や時間、気象状況、道路沿線の状況を考慮して、道路管理上最小限の範囲で使用し、その抑制に努めること</li> <li>・散布する場合は、周辺住民への周知を徹底すること（立て看板による周知等）</li> <li>・作業の実施にあたっては、事故等が起きないように、委託業者への指導を十分におこなうこと</li> </ul> <p>などであります。</p> <p>今後の防虫対策については、消毒作業以外での方法が難しいことから、散布回数、害虫の発生状況等を見ながら極力抑制していきます。</p> <p>除草対策については、原則的には使用しないようにしており、特に草刈機による作業が困難な箇所以外での除草剤の使用は抑えます。</p> <p>公共建築工事については、全ての工事において、環境に配慮した材料を使用することとしています。</p> <p>また、民間の建築工事については建築士の講習会や確認申請の際、環境に配慮した建築資材を使用するよう普及啓発に努めています。</p>

番号	要望内容	取組状況
5	<p>福祉、労働の部局と連携し、発症者の就労対策に取り組むとともに、就労が困難な場合の生活保護手続きが支障なく進むよう取りはからうこと。</p>	<p>労働安全衛生法では、有害物質を扱うなどの特定業務に従事する労働者に対しては、当該業務への配置替えの際及び年に2回、定期健康診断の実施が事業主に義務づけられています。</p> <p>また、就労により健康に支障をきたす場合は、労働時間や作業方法の見直し、保護具の使用などで、職場の環境を改善するよう、労働者の健康保持に必要な措置を取ることが義務づけられています。</p> <p>御指摘の化学物質過敏症については、厚生労働省の「室内空気質健康影響研究会報告書」の概要が公表されていますが、その中で、科学的には未解明な点が多く、病態解明や治療法及び予防法の確立のための研究の更なる推進が必要とされているところでもあります。</p> <p>県としては、国による研究が推進され、対応指針等が示された段階で、事業主や労働者への普及啓発等について労働局と連携して取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>福祉部局の連携としては、事前に生活保護担当課から「生活保護のしおり」等のリーフレットを取り寄せ、発病者が疾病を理由に就労できず、生活に困っておられる状況であれば、リーフレットを配布したり、管轄の福祉事務所へ相談依頼を行う等、検討したい。</p>

番号	要望内容	取組状況
6	<p>化学物質過敏症、シックハウス症候群の発症者が、年齢別健康診断（乳幼児検診、がん検診等）等の公共サービスを受けられるよう、実施場所において個別に対応がとられるよう取りはかろうこと（実施場所の室内空気質改善、医療器具・消毒方法の配慮等）。</p>	<p>県においては、乳幼児健診は市町村が実施しており、市町村保健センター等で実施しています。多くの人が利用する施設であることから、新築した場合の安全性、植栽の消毒、除草剤散布の広報、計画的実施等化学物質等に配慮しているところですが、乳幼児を対象としている健診等においては、室内空気質の管理、健診に使用する医療器具・おもちゃ類・消毒方法についての特別の配慮を行うように、また、発症者の方からの申し入れがあれば、必要な個別対応を取るよう通知をいたします。</p> <p>また、がん検診についても、市町村が独自に実施しています。</p> <p>御要望の趣旨、特に検診の会場についても健康や環境に配慮する必要性は確かに重要であると思っておりますので、市町村保健衛生担当課長会議等の場で要望したいと考えます。</p>
7	<p>医師会、医療機関と連携し、化学物質過敏症、シックハウス症候群発症者が身近な医療機関で他の疾患も含めて受診できるよう取り計らうこと。</p>	<p>県では、現在、医師会、医療機関等と連携し、医療機関等での禁煙・分煙を推進しているところです。</p> <p>今後も、医師会、医療機関等と連携を図り、受診環境の改善に取り組んでまいります。</p>
8	<p>発症者居住地の周辺住民に対し、化学物質過敏症、シックハウス症候群への理解と協力を求めること（農薬・殺虫剤散布）。</p>	<p>学校、保育所、病院、住宅地に近接する公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等並びに住宅地内及び住宅地に近接した農地において栽培される農作物等の病虫害防除に当たっては、農薬の飛散が住民、子供等に健康被害を及ぼすことがないよう最大限の配慮を行うよう、関係機関等に対して周知を行っています。</p>

番号	要 望 内 容	取 組 状 況
9	<p>化学物質が健康へ与える影響等について、学習会等により市民へ啓発すること。</p>	<p>県内における化学物質排出量等の状況を把握するとともに、これらの結果を盛り込んだ啓発用パンフレットを作成し、市町村を通じて県民へ周知することにより、化学物質に対する理解を深めるための取組を行っています。</p>